別添

こ 成 母 第 31 号
こ 支 家 第 21 号
こ 支 障 第 7 号
医政総発 0117 第２号
社援女発 0117 第２号
社援保発 0117 第３号
障企発 0117 第２号
令和７年１月 17 日

各都道府県、指定都市、中核市
母子保健主管部（局）長
児童福祉主管部(局)長
衛生主管部（局）長
民生主管部（局）長
障害保健福祉主管部（局）長
殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
（ 公 印 省 略 ）
こども家庭庁支援局障害児支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行を踏まえた、医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）

平素よりこども家庭行政及び厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼

申し上げます。

旧優生保護法に関連した資料の保全については、「医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）」（平成30年４月25日付け子母発0425第１号・子家発0425第２号・医政総発0425第１号・障企発0425第１号）、「保護施設における旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）」（平成30年６月29日付け子母発0629第１号・社援保発0629第１号）、「医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について（再依頼）」（令和４年８月31日付け子母発0831第３号・子家発0831第２号・医政総発0831第１号・社援保発0831第１号・障企発0831第１号）及び「医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について（再依頼）」（令和６年４月５日付けこ成母第178号・こ支家第231号・こ支障第113号・医政総発0405第２号・社援保発0405第３号・障企発0405第５号）において、依頼をしてきたところです。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）の全部を改正し、昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた者に対する補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）の支給に関し必要な事項等を定めた旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和６年法律第 70 号。以下「法」という。）が 10 月 17 日に公布され、本日施行されました。

今後も、こども家庭庁としては、補償金等の支給対象となる方からの請求に基づき、補償金等の支給事務を行うこととなるため、引き続き資料を保全していただく必要があります。また、法においては、新たに、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方を対象に人工妊娠中絶一時金を支給することとしているため、旧優生保護法下において同法に基づき実施された人工妊娠中絶に関する資料も保全していただく必要があります。

このため、貴都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の別記施設及び機関に対して、下記により、改めて、これらの資料を適切に保全することを依頼いただき、また、貴都道府県におかれては管内の児童相談所設置市及び保健所設置市に周知いただくとともに、別記施設及び機関の保有する旧優生保護法に関連した資料の保全について御協力いただきますようお願いいたします。

記

１　旧優生保護法に関連した資料の保存について

旧優生保護法下において作成等が行われ、現時点で別記施設及び機関が

保有している旧優生保護法に関連した資料や記録（以下「関連資料」という。）について、保存期限を問わず、当分の間廃棄せず、保存を継続すること。

なお、法においては、新たに、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方を対象に人工妊娠中絶一時金を支給することとしているため、旧優生保護法下において同法に基づき実施された人工妊娠中絶に関する資料や記録についても、関連資料に含まれるため、保存期間を問わず、当分の間廃棄せず、保存を継続すること。

２　医療機関・福祉施設が統廃合する場合における関連資料の保存について

関連資料については、以下のとおり対応されたい。

（１）医療機関・福祉施設が統合される場合

医療機関・福祉施設が統合される場合は、承継先の施設において、適切に関連資料を保存すること。

なお、この場合の、承継先の医療機関・福祉施設への関連資料の提供については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 27 条第５項第２号の「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」であり、承継先の医療機関・福祉施設は第三者に該当しないことから、本人の同意がなくても提供が可能であること。

（２）医療機関・福祉施設が廃止される場合（承継先が存在しない場合）

医療機関・福祉施設が廃止される場合（承継先が存在しない場合）は、医療機関・福祉施設が廃止された時点の管理者において関連資料を保存することが適当であるが、廃止時点において、管理者が不在の場合は、補償金等の請求者に係る調査を実施することになる都道府県において関連資料を保存すること。

なお、都道府県が関連資料を保存する場合、その保存に要する費用（鍵付き保管庫の購入費等）であって、旧優生保護法補償金等支給等業務事務取扱交付金の対象経費に該当するものについては同交付金により交付するものであること。

特に、「医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況の調査について（依頼）」（平成 30 年７月 13 日付け子発 0713 第２号）において、優生手術に関する個人記録が「ある」又は「ある可能性がある」と回答した医療機関・福祉施設が、市に廃止の届出を出した場合には、当該施設に対して、当該施設の属する都道府県に関連資料の保存について

相談するよう促すなど、留意して対応いただきたいこと。

なお、当該施設の属する都道府県から当該施設の属する市に関連資料の保存を委託すること等を妨げるものではなく、この場合の委託に要する費用であって、旧優生保護法補償金等支給等業務事務取扱交付金の対象経費に該当するものについては、同交付金により都道府県へ交付するものであること。

（3）その他の留意事項

保存に当たっては、患者の秘密が守られ、紛失が防止されるような方法によるべきであること。

また、保存に当たっては、これらの関連資料が、法第7条（法第14条及び法第19条において準用する場合を含む。）の都道府県知事等による調査等の事務において必要となる可能性があることに留意すること。

以上

（照会先）
こども家庭庁成育局母子保健課
菅野、岡井、藤本
電話：03-6862-0505

別記　保全措置対象施設及び機関

○　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 38 条に規定する母子生活支援施設
○　児童福祉法第 41 条に規定する児童養護施設
○　児童福祉法第 42 条に規定する障害児入所施設
○　児童福祉法第 43 条の２に規定する児童心理治療施設
○　児童福祉法第 44 条に規定する児童自立支援施設
○　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所
※歯科医業を行うもの（医業と併せて行うものを除く。）を除く。
○　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第１項各号の保護施設
○　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第 52 号）第 12 条に規定する女性自立支援施設
○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第５条第 11 項に規定する障害者支援施設

（参考）医療機関・福祉施設が廃止された場合の管理者について

	都道府県	指定都市	中核市	その他
母子生活支援施設	○	○	―	○ （児童相談所設置市）
児童養護施設	○	○	―	○ （児童相談所設置市）
障害児入所施設	○	○	―	○ （児童相談所設置市）
児童心理治療施設	○	○	―	○ （児童相談所設置市）
児童自立支援施設	○	○	―	○ （児童相談所設置市）
病院	○	―	―	―
診療所	○	―	―	○ （保健所設置市）
保護施設	○	○	○	―
女性自立支援施設	○	―	―	―
障害者支援施設	○	○	○	―

※　条例により、更に権限を委譲している場合も想定されることから、各都道

府県管内で適切に連携いただきたい。